

認知症高齢者グループホーム アゼリア運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人景雲会が開設する認知症高齢者グループホーム アゼリア（以下「事業所」という。）が実施する事業所サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当事業所のサービスは、利用者の心身の状況に照らして、介護・機能訓練並びに日常生活上の世話をする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、介護・機能訓練その他日常的に必要なとされる日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当事業所では、認知症高齢者グループホームが地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村等と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

3 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

4 サービス提供にあたっては、品良く、明るく、やさしい介護を旨とし、入所者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 事業所名 | 認知症高齢者グループホーム アゼリア |
| (2) 開設年月日 | 平成14年4月1日 |
| (3) 所在地 | 山梨県甲州市勝沼町菱山中平4300番地 |
| (4) 電話番号 | 0553-44-5311(代) |
| (5) 管理者名 | 金井 由利 |

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数、職務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | | |
|-----|------------|-------|---|
| (1) | 管理者 | 1人 | (事業所の職員・運営の管理を行う) |
| (2) | 計画作成担当者 | 2人 | (介護計画の作成業務を行う 介護職員と兼務)
アゼリア1人 アゼリア新棟1人 |
| (3) | 介護職員 | 12人以上 | (内2名、計画作成担当者兼務)
アゼリア6人以上 アゼリア新棟6人以上 |
| (4) | 宿直員(夜勤介護員) | 毎日2人 | アゼリア1人 アゼリア新棟1人 |

(利用定員)

第6条 当事業所のユニット数は2とし、利用定員は、18人とする。

アゼリア 9人 アゼリア新棟 9人

第7条 (認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 1 事業者は利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画(以下『介護計画』という)を速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護の計画を変更します。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容の変更を申し出ることができます。この場合事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、前2項及び3項により介護計画を新たに作成した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得、交付します。

(サービス内容)

第8条 当事業所のサービスは、利用者の認知症の病状進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況に照らして、妥当適切な介護を行う。その内容は次のとおりとする。

- (ア) 認知症対応型共同生活介護計画の作成・実施計画の評価・見直し
- (イ) レクリエーション・機能訓練
- (ウ) 見直し調理・洗濯・掃除など家事の手助け
- (エ) その他必要な援助(入浴・排泄・着替え・相談等)

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額

指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては、その1割又は2割の額とする。また、利用者及び家等族の自由な選択により、事業所が提供する便宜に係わる費用は実費を徴収する。なお、利用者負担額については、別紙のとおりとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、原則7時より21時とする。
- ・外出・外泊の際は、必ず届け出をする。
- ・飲酒・喫煙は禁止する。
- ・火気の取扱いは、禁止する。
- ・設備・備品の利用は、当従業者へ許可を取ること。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を1名任命する。(併設の介護老人保健施設の職員)
- (2) 火元責任者には、事業所従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 12 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、品良く、明るく、やさしい介護を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 13 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 14 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人景雲会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 15 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 16 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 17 条 事業所職員は、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。以上守秘義務について従業者との雇用契約の内容とする。

(高齢者虐待防止)

第 18 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者へ周知する。
- 2 虐待の防止のための指針の策定を行う。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額については、施設内に掲示する。
- 3 利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護に関連する政省令及び通知について遵守する。また、本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人景雲会の役員会において定めるものとする。

第 19 条

付 則

この運営規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

平成 17 年 5 月 1 日改正

平成 17 年 11 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正